

質疑・回答書

告示番号		件 名	野田中央公園遊具設置工事
No	質疑事項		回 答
1	現場説明事項3より、複合遊具、健康遊具を「桁等購入費」として しているとありますが、セーフティマットは「桁等購入費」に該当し ないと理解してよろしいですか。		セーフティマットは該当しません。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp